１
公　示　第１号
２５．１２．１３

「自動販売機の設置等」希望業者募集要項（公募）

海上自衛隊第２４航空隊厚生班

標記について、公募を実施するので参加を希望する者は、下記に基づき応募書類を提出してください。

記

１　公募内容
自動販売機（飲料水）の設置、経営及び撤去の業務（以下「設置等」といいます。）を実施する業者
２　設置等の概要
(1）設置等の方法
この公募による選定を受けることができた場合、次の各号の許可を得て、使用料を支払ったうえでの設置等となる。
ア　国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項による国有財産の使用許可
イ　部外者に対する給水等事務処理要領（海幕経第１１６４号。７．３．１６）による、電気の使用許可
ウ　基地内規則による、電気機器の使用許可
エ　基地内規則による、基地内への通門許可
(2）選定の有効期間
選定通知書を受領した日～平成３１年3月３１日
(3）設置期間
平成２６年4月１日～平成２７年3月３１日
※　上の期間以降は、第１号の許可又は許可の延長を得ることができた場合、選定の有効期間を超えない範囲で、１年ごとに更新できるものとする。
※　設置又は撤去に要する期間は、有効期間に含めるものとする。
(4）設置場所
〒７７３－８６０１
徳島県小松島市和田島町字洲端４番３号
海上自衛隊小松島航空基地内
(5）設置機種及び台数（予定）
飲料用自動販売機（缶、瓶、ペットボトル）１２台
※　細部は、別紙第１「設置場所・台数（予定）一覧表」のとおり。
※　新規の設置場所においての電源工事等は、設置等を実施する業者の負担とする。

(6) 使用料（予定）

※　設置後も法令等の改正若しくは経済情勢の変化等に基づき改定する場合がある。

ア　国有財産

口　座　名	年間使用料（２５年度実績）	
	土地（屋外）	建物（屋内）
小松島航空基地	９２９円／㎡ ※　非課税	７，７９２円／㎡ ※　税　込

※　表の使用料は、財務省通達に基づき算定しており、前年使用料との調整があるため、必ずしも表の単価で算定された使用料が反映されるとは限らない。

イ　電　気

１６．７６円／㎾（直近税込単価）

※　２５年度実績

(7) 販売手数料

徴収しない。

(8) 設置等に係る仕様書

別冊「厚生施設仕様書（自動販売機の設置等）」のとおり。

３　応募資格

応募できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 平成２５・２６・２７年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者

(2) 第２項第８号に示す仕様に基づき関係法令を遵守して迅速、確実かつ継続的に履行できる経営状態が健全な者

(3) 第４項に示す現地説明会に参加できる者

(4) 暴力団等の排除に関する事項

次の各号の全てに該当することを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

オ　偽計又は威力を用いて官側又は他者の業務を妨害する行為を行う者でないこと。

カ　日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないこと。

（5）設置等の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第２号及び第４号の項目を満たすこと。

４　現地説明会

現地説明会を次の各号のとおり実施する。

なお、本説明会に参加しない者は、応募を受け付けないものとする。

(1)日　時

平成２５年１２月２５日（水）午後３時～

(2)場　所

〒７７３‐８６０１

徳島県小松島市和田島町字洲端４番３号

海上自衛隊第２４航空隊入札室

(3)申込方法等

ア　申込用紙

別紙第２「現地説明会参加申込書」のとおり。

※　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写しを添付する。

イ　申込期限

平成２５年１２月２４日（火）午後４時４５分（必着）

ウ　申込方法

申込用紙に記入し、郵送又はＦＡＸで送付する。

※　送付時に申込先の担当に電話連絡すること。

エ　申込先

〒７７３‐８６０１

徳島県小松島市和田島町字洲端４番３号

海上自衛隊小松島航空基地内　担当：佐野

ＦＡＸ０８８５－３７－１１３８

代　表０８８５－３７－２１１１（内線）５８２

５　応募要領

(1)応募する者は、「参加表明書」に「設置場所希望届出書」、「資格審査書類」及び「企画提案書」を添付して提出する。

※　細部については、別紙第３「応募書類一覧表」のとおり。

※　下請企業に設置等の一部を委託する場合は、「下請（予定）企業一覧表」（様式適宜）及び下請企業に係る「資格審査書類」及び「企画提案書」を添付する。

(2)提出先

現地説明会に同じ。

(3)提出期間

平成２５年１２月２５日（水）～平成２６年１月９日（木）

(4)提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日並びに平成２５年１２月３０日（月）～平成２６年１月３日（金）を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

※　郵送の場合は、到着の有無を提出先の担当に電話で確認する。

6　審査・選定及び割振り

次の各号により応募者を審査・選定して、設置場所を割り振るものとする。（以下、選定された業者を「設置業者」という。）

(1)資格審査

資格審査書類に基づき、資格審査を実施して、応募資格の要件を満たしているか確認する。

(2)企画提案審査

資格審査に合格した応募者の企画提案書に基づき、書類審査等を経て採点を実施する。

※　企画提案書に関して、プレゼンテーションを依頼する場合がある。

(3)設置業者の選定及び設置場所の割振り

企画提案審査の得点及び「設置場所希望届書」に基づき、得点が高い応募者から順に設置場所を割振るものとし、割振りを受けた応募者を設置業者に選定する。

※　応募者のうち最高得点を得た者のみが、全ての設置場所を独占できるものではなく、得点が高いほど多くの設置場所が割り振られるものとなっている。

(4)繰り上げ選定

次項により通知した以降でも、設置業者に辞退及び失格等があった場合及び何らかの理由により自動販売機が撤去されかつその設置業者が辞退した場合、次点の応募者を繰り上げ選定にすることがある。

(5)再審査

次項により通知した以降でも、必要に応じ、設置業者に対して再度、資格又は企画提案審査をする場合がある。

7　選定・不選定通知書

前項により選定された設置業者に対して選定通知を行う。また、その他の応募者に対しては、不選定通知を行う。

8　設置業者説明会

設置業者を対象に国有財産、電気、電気機器使用及び通門許可等の手続きに関する説明会を実施する。

※　日時等は、選定通知に示す。

9　応募に当たっての留意事項

(1)審査協力

ア　応募者は、資格審査又は企画提案審査の担当者から応募書類等、その他審査に必要な事項について説明を求められた場合は、協力しなければならない。

イ　応募者は、資格審査又は企画提案審査の担当者から設備等（下請企業の営業所等を含む。）の調査のために協力を求められた場合は、当該営業所等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

ウ　設置業者は、選定後も前各号の説明依頼又は調査に協力しなければならない。

(2)応募の無効又は選定の取り消し

次の各号の一つに該当する場合、応募の無効又は選定を取り消すものとする。

なお、選定が取り消された場合は、自動販売機を撤去しなければならないものとする。

ア　提出期間を経過して応募書類が提出された場合

イ　募集要項等の要件を満たさない場合

ウ　応募書類又は業務上の提出書類に虚偽の記載若しくは不備があった場合

エ　正当な理由がなく、審査協力を拒否した場合

オ　国有財産又は電気の使用許可が取り消された場合

カ　使用許可を得た国有財産を国が必要とする場合

キ　その他、応募者又は設置業者として、ふさわしくない行為があった場合

(3)個人情報の保護

応募書類等に記載された個人情報は、この公募の資格審査以外の目的に使用しない。（ただし、法令等に基づく場合を除く。）

(4)応募書類の作成、提出及び現地説明会への参加並びに審査協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(5)応募書類は、原則として返却しないものとする。

別紙第１

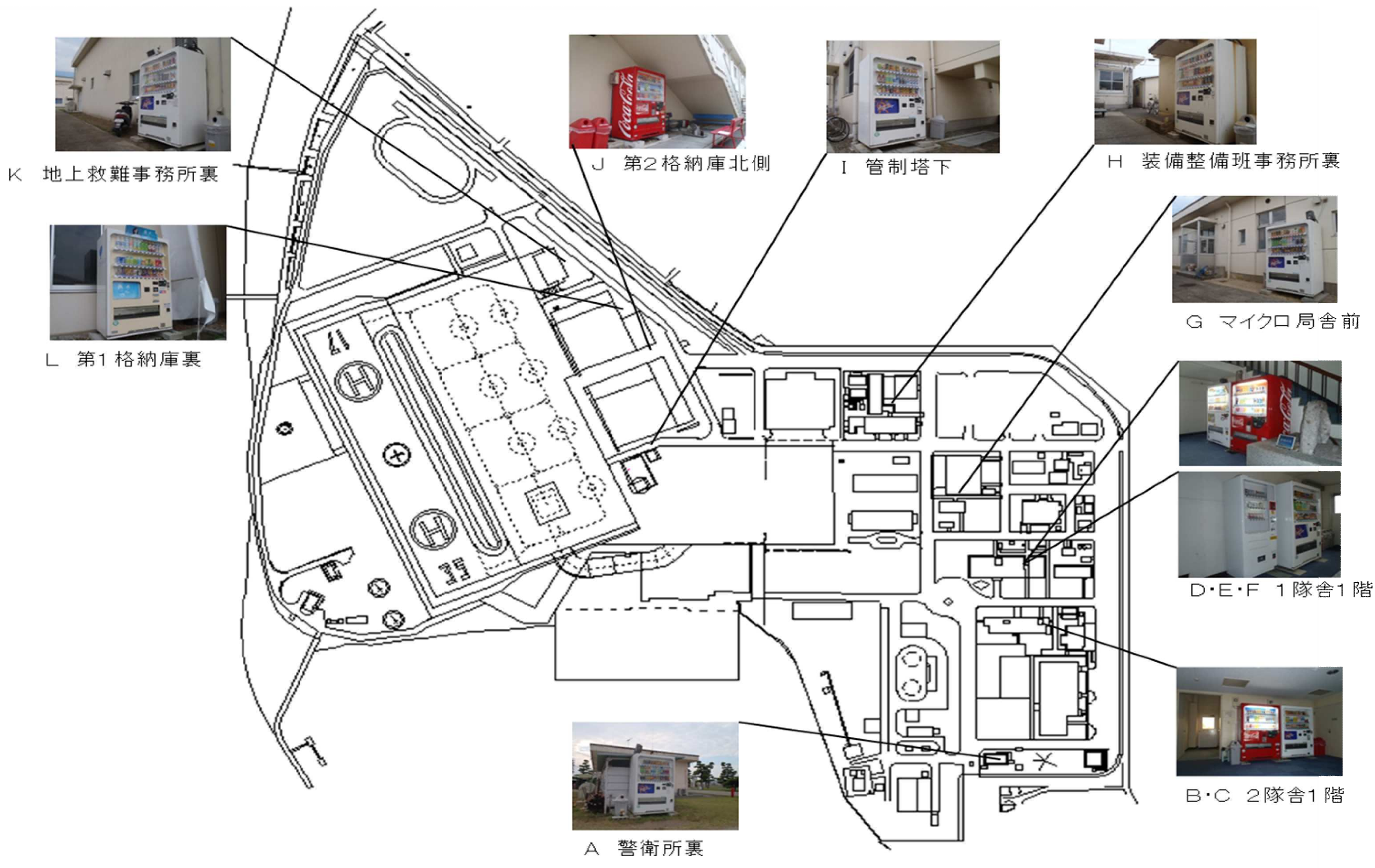
※ 公募の対象とする表の設置場所については、公示時点で設置等を予定しているものであり、今後必ず設置等することを保証するものではない。

設置場所・台数（予定）一覧表

記号	設置場所	設置形態	設置機種	設置台数	備　考
A	警衛所裏	屋　外	飲　料	1	付図のとおり。
B	２隊舎１階	屋　内		1	
C				1	
D	１隊舎１階			1	
E				1	
F				1	
G	マイクロ局舎前	屋　外		1	
H	装備整備班事務所裏			1	
I	管制塔下			1	
J	第２格納庫北側			1	
K	地上救難事務所裏			1	
L	第１格納庫裏			1	

付　図

基地飲料用自動販売機設置場所（予定）



別紙第２

現地説明会（２５．１２．２５）参加申込書

社　名　等		
所　在　地	〒	
参加者役職等		
参加者氏名		
	※　会場の都合上、２名までとします。	
連　絡　先	固　定	
	ＦＡＸ	
	携　帯	

別紙第３

応募書類一覧表

番号	項　　目	審査内容	様式等	部　数	備考
1	参加表明書		付紙様式第１	１部	
2	設置場所希望届出書		付紙様式第２		
3	資格審査書類				
3-1		業務等確約書	付紙様式第３	２部	
-2		資格審査結果通知書（全省庁統一資格）	写し		
-3		暴力団等排除に関する誓約書	付紙様式第４		
-4		過去３年の法令遵守状況	様式適宜		
-5		登記簿謄本又は戸籍謄本	写し		
-6		営業経歴書、財務諸表	様式適宜		
-7		法人税又は所得税に関する納税証明書	原本		
-8		会社概要	様式適宜		
-9		印鑑証明書	写し		
-10		道府県知事等の発行した営業許可書	写し		
-11		下請（予定）企業一覧表 ※下請企業に係る 3-1～3-10,3-12 の書類を添付	様式適宜		
-12		その他、官側が求める書類	別途指示		
4	企画提案書				
4-1		販売予定商品・販売価格表	付紙様式第５	２０部	
-2		商品及び釣銭の補充体制	様式適宜		
-3		空容器等の回収方法	付紙様式第６		
-4		衛生管理方法	様式適宜		
-5		自動販売機の機種、消費電力及び特徴	付紙様式第７		
-6		省エネ、環境対策に係る提案	様式適宜		
-7		災害等対応に係る提案 （ﾌﾘｰﾍﾞﾝﾄﾞ機、ＡＥＤ設置等） ※　ＡＥＤは後付タイプに限る。 ※　官側に対して無償に限る。			
-8		商品のかし・故障対応等 メンテナンス、各種保険の加入状況			
-9		営業所の営業時間			
-10		営業所からの距離及び所要時間 ※　地図で経路を示す。			
-11		徳島市及び小松島市内の設置台数 ※　地図で設置場所を示す。			
-12		その他、官側が求める書類	別途指示		
-13		下請（予定）企業一覧表 ※下請企業に係る 4-2～4-10,4-12 の書類			

※　１　写しを提出する書類については、原本の提示を求める場合がある。

※　２　応募書類の提出に当たっては、企業固有のファイル等で体裁を整える等過度の製本の必要はない。

付紙様式第１

平成　年　月　日

参　加　表　明　書

海上自衛隊第２４航空隊
厚 生 委 員 会　選 考 員　殿

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　印

※　法人の場合は、印鑑証明書（応募書類 3-9）と同一の社印又は法人名入りの代表者印を押印する。
※　個人、団体の場合は、印鑑証明書（応募書類 3-9）と同一の代表者の登録印を押印する。

標記について、海上自衛隊小松島航空基地における「自動販売機の設置等」の業務に係る公募に募集要項及び仕様書等承諾の上応募します。

なお、この参加表明書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。

関連文書：公示第１号（２５．１２．１３）
添付書類：１　設置場所希望届出書
　　　　：２　資格審査書類一式
　　　　：３　企画提案書一式

付紙様式第２

設置場所希望届出書

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
※　参加表明書（応募書類１）と同一の印を押印する。

標記について、表のとおり希望します。

※　斜め文字は記入例

記号	設置場所	設置形態	設置機種	希望台数	希望優先順位 ※　注１
A	警衛所裏	屋　外	飲　料	*1*	*1位／１２*
B	２隊舎１階	屋　内		*1*	*2位／１２*
C				*1*	*3位／１２*
D	１隊舎１階			*1*	*4位／１２*
E				*1*	*5位／１２*
F				*1*	*6位／１２*
G	マイクロ局舎前	屋　外		*1*	*7位／１２*
H	装備整備班事務所裏			*1*	*8位／１２*
I	管制塔下			*1*	*9位／１２*
J	第２格納庫北側			*1*	*１０位／１２*
K	地上救難事務所裏			*1*	*１１位／１２*
L	第１格納庫裏			*1*	*１２位／１２*

※　注１：（１）希望する設置場所に希望優先順位を付ける。
（２）選定された場合、希望優先順位の高いものから設置場所を割り振るものとする。
（３）「希望優先順位（分子）／希望合計数（分母）」とする。

付紙様式第３

平成　年　月　日

業　務　等　確　約　書

海上自衛隊第２４航空隊
厚 生 委 員 会　選 考 員　殿
（元請：株式会社〇〇〇〇経由）
※　設置等の一部を下請企業に委託する場合は、
カッコ書きを追加記入させる。

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　　印

※　法人の場合は、印鑑証明書（応募書類 3-9）と同一の社印又は法人名入りの代表者印を押印する。
※　個人、団体の場合は、印鑑証明書（応募書類 3-9）と同一の代表者の登録印を押印する。

標記について、海上自衛隊小松島航空基地における「自動販売機の設置等」業務に係る公募の募集要項、仕様書及び企画提案書に基づく、業務の適正な履行及び審査協力することを確約します。

なお、この業務等確約書及び元請会社に提出する資格審査書類及び企画提案書の記載事項については、事実と相違ありません。
※　設置等の一部を下請企業に委託する場合は、「なお～」を追加記入させる。

付紙様式第４

暴力団等排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体とする。以下同じ。）は、下記の事項全てにおいて誓約します。

また、官側に提出した書類から確認できる範囲での個人情報を、必要に応じて自衛隊と警視庁若しくは道府県警察が情報共有することについて同意します。

記

１　当社は、次の各号のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

（４）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）偽計又は威力を用いて官側又は他者の業務を妨害する行為を行う者

（７）日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力している者

２　この誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

３　第１項の（２）から（７）に掲げる者が、役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）ではありません。

※　法人又は団体の場合は、第３項を追加記入する。

海上自衛隊第２４航空隊
厚 生 委 員 会　選 考 員　殿
（元請：株式会社〇〇〇〇経由）

※　設置等の一部を下請企業に委託する場合は、
カッコ書きを追加記入させる。

平成　年　月　日
〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　印

※　法人の場合は、印鑑証明書（応募書類 3-9）と同一の社印又は法人名入りの代表者印を押印する。

※　個人、団体の場合は、印鑑証明書（応募書類 3-9）と同一の代表者の登録印を押印する。

付紙様式第５

販売予定商品・販売価格表

設置場所：警衛所裏　　　　　　　　　会社名：株式会社〇〇〇〇　印

番号	メーカー名	商品名	販売種別 缶,ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ等	容量等 ml,g 等	販売価格 消費税 8%(予定)込	市　価
(例)	サントリー	ボス 超微糖	缶	180ml	90 円	120 円

※　１　メーカー名及び商品については、五十音順にて記載し、１台の自動販売機で販売予定の商品を全て記入し、参考に商品のパンフレット等を添付する。

２　設置場所ごとに作成する。「設置場所：２隊舎１階（B), １隊舎１階（D)」等と記入する。

付紙様式第６

空容器等の回収方法

会社名：株式会社〇〇〇〇　印

記号	設置場所	回　収　容　器			備　考
		型　番	サイズ(mm) 横幅×奥行×高さ	個　数	
A	警衛所裏				
B	２隊舎１階				
C					
D	１隊舎１階				
E					
F					
G	マイクロ局舎前				
H	装備整備班事務所裏				
I	管制塔下				
J	第２格納庫北側				
K	地上救難事務所裏				
L	第１格納庫裏				

回収方法（自由記述、別紙添付可）
1
2
3
4

※　１　仕様、特徴等が記載されたカタログ等を添付する。（写し可）
　　２　希望しない設置場所については、斜線を引く。

付紙様式第７

自動販売機の機種、消費電力及び特徴

会社名：株式会社〇〇〇〇　印

記号	設置場所	機種・型番	サイズ(㎜) 横幅×奥行×高さ	１日あたりの 消費電力	最大収容数量 250 ㎖ 換算
A	警衛所裏			Kw	本
B	２隊舎１階			Kw	本
C				Kw	本
D	１隊舎１階			Kw	本
E				Kw	本
F				Kw	本
G	マイクロ局舎前			Kw	本
H	装備整備班事務所裏			Kw	本
I	管制塔下			Kw	本
J	第２格納庫北側			Kw	本
K	地上救難事務所裏			Kw	本
L	第１格納庫裏			Kw	本

※　１　仕様、特徴等が記載されたカタログ等を添付する。（写し可）
　　２　希望しない設置場所については、斜線を引く。
　　３　機種は、応募書類 4-7 と対応させる。

厚 生 施 設 仕 様 書	
件　名	自動販売機の設置等
仕様書番号	２５‐０００１‐０１
作 成 者	第２４航空隊小松島航空基地隊厚生班
作成年月日	平成２５年１２月９日
最終改定年月日	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊小松島航空基地内において利用する自動販売機の設置等について適用する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は，引用文書等に定めるもののほか，次による。

1.2.1　設置等又は業務

自動販売機の設置，経営，撤去及びこれらに付帯する事務全般をいう。

1.2.2　ガイドライン

自動販売機設置自主ガイドライン（解説書も含む。）（日本自動販売協会。平成１２年４月）及び当該ガイドラインに記載されている規格，法令等，技術資料の総称をいう。

1.2.3　官側

この要求に関係する行政機関及び当該機関の担当者の総称をいう。

1.2.4　厚生班員

この要求の主担当である，海上自衛隊第２４航空隊厚生班員をいう。

1.2.5　隊員

海上自衛隊小松島航空基地内の自衛隊員をいう。（厚生班員も含む。）

1.2.6　来訪者

海上自衛隊小松島航空基地内の隊員以外の者をいう。（設置業者を除く。）

1.2.7　利用者

当該自動販売機の利用者をいう。

1.2.8　物件

使用を許可された国有財産をいう。

1.2.9　物品

官側が所有する物品をいう。

1.3　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，公募の応募書類の提出時における最新版とする。

a)　引用文書

1)　規格

ガイドラインに記載がある規格

2)　法令等

行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準（蔵管第1号。３３．１．７）
部外者に対する給水等事務処理要領（海幕経第１１６４号。７．３．１６）
小松島航空基地における部外者の通門手続きについて（２４空（監）第３３号。２０．３．２６）
小松島航空基地電気保安細部要領（２４空（後）第２５号。２０．３．２６）
小松島航空基地私有車両管理細部規則（第２４航空隊達第４０号。２０．３．２６）

3) 技術資料

企画提案書（公募における応募書類）
ガイドライン
取扱説明書

b) 関連文書

1) 規格

ガイドラインに記載がある規格

2) 法令等

国有財産法（昭和２３年法律第７３号）
自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱（大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省。５０．１１．１０）
「自動販売機の設置等」希望者募集要項（公募）（発簡番号・年月日は，業務要領指定書のとおり。）
ガイドラインに記載がある法令等

3) 技術資料

ガイドライン
ガイドラインに記載がある技術資料

2 設置等に関する要求

2.1 一般的要求事項

この要求は，海上自衛隊小松島航空基地内において，設置業者が自動販売機を設置し商品を販売することによって，自衛隊員の福利厚生及び来訪者の利便性確保を目的とする。

2.2 設置する場所・機種及び台数

選定通知書によるほか，ＡＥＤ等を設置する場合の設置場所については，官側及び設置業者が協議して決定する。

2.3 設置期間等

業務要領指定書による。

2.4 設置等の内容

2.4.1 設置前手続き

設置に当たっては，次の各号すべての許可を得なければならない。

a) 国有財産の使用許可（１年間） 行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準（蔵管第1号。３３．１．７）による。

b) 電気又は水道の使用許可（１年間） 部外者に対する給水等事務処理要領（海幕経第１１６４号。７．３．１６）による。

c)　電気機器使用許可（１年間）　小松島航空基地電気工作物保安規程（第２４航空隊達第３７号。２０．３．２６）による。

d)　通門許可（１年間）　小松島航空基地における部外者の通門手続きについて（通達）（２４空（監）第３３号。２０．３．２６）第３条第１項による通門許可。ただし，基地内での日常業務に就かない者は，当該許可は不要とする。（日常業務に就かない者が，基地内に用件があるときは，臨時通門許可となる。）

2.4.2　設置等

a)　自動販売機及び回収ボックスの仕様　ガイドラインによる。

b)　設置　ガイドラインによるほか，次のとおりとし，設置に要する費用は，設置業者の負担とする。なお，設置完了後，設置確認書（**様式適宜**）を提出する。

1)　既存の設置場所　ガイドラインによるほか，電源又は水道設備（以下，電源等設備という。）は，既存のものを利用するものとし，利用できない場合は，設置業者の負担により別に電源等設備を設置するものとする。

2)　新規の設置場所　ガイドラインによるほか，電源等設備は，設置業者の負担により設置するものとする。

3)　引き続き設置する場合　前回の公募から引き続き設置する場合は，設置確認書（**様式適宜**）に継続である旨を記入して提出する。

4)　電源等設備を設置した場合　設置確認書（**様式適宜**）に工事等の関係資料を添付する。

2.4.3　経営

企画提案書及びガイドラインによるほか，次のとおりとする。

a)　商品　業務要領指定書による。

b)　販売価格等　販売に当たっては，商品の代金のみとし，その他経営に要する費用は請求しないものとする。

c)　販売時間　官側から指示があるほか，設置期間中，常時とする。

d)　日常業務にあたる作業員等　基地内における商品・釣銭の補充等，日常業務（以下，作業という。）にあたる作業員等については次による。

1)　人的要件　2.4.1 d)の許可を得ている又は当該許可の申請書を提出している者を作業員に充てるものとする。

2)　服装　社会通念上，業務に支障がなく，かつ，華美でないものとする。なお，極力，自動販売機関連の業者であることを容易に判別できるユニフォーム類とする。

3)　作業員等名簿　2.4.1 を完了後，作業員等名簿（**様式第１**）を提出する。

4)　作業員等変更届　2.4.3 d) 3)の後，作業員等名簿（**様式第１**）の内容を変更する必要が生じた場合は，作業員等変更届（**様式第２**）を提出する。

e)　作業・通門可能時間等　官側から指示があるほか，平日（月～金曜日）の午前８時～午後４時４５分の間とする。ただし，基地内でイベント等を実施する場合は，休日の作業が発生する場合がある。

f)　通門，設置場所への経路及び駐車場所　隊員との調整及び指示による。

g)　商品・釣銭の補充　利用者の利便性を損なわないように留意する。

h)　空容器等の回収　回収ボックスに他の設置業者の空容器又はそれ以外の軽微なごみが混入している場合も合わせて回収するものとする。また，回収ボックスに入りきれなかった周辺にある

空容器も同様とし，合わせて回収する。なお，回収ボックスは，他の設置業者との共用を不可とする。

i)　衛生管理　商品はもとより，回収ボックス等にも注意を払い，適時，拭き清掃等を実施する。

j)　保守整備　自動販売機の保守整備を適時実施し，故障による販売停止等の未然防止に努めるものとする。

k)　商品のかし･故障等対応　利用者又は厚生班員から商品のかし･故障等の連絡を受けた場合は，迅速に対応するものとし，利用者への直接の対応もさしつかえないものとする。なお，電話受付が可能な曜日及び時間等を当該自動販売機の統一ステッカーに明記するものとする。

l)　使用料の支払い　次による。なお，設置後においても，法令等の改正若しくは経済情勢の変化等に基づき改定する場合がある。

1)　国有財産（年払）　行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準（蔵管第１号。３３．１．７）による。

2)　電気又は水道（月払）　部外者に対する給水等事務処理要領（海幕経第１１６４号。７．３．１６）による。

m)　利用確認　月の初日から末日までの販売本数等を基に，設置場所ごとに集計して月間利用確認書（**様式適宜**）を作成・提出する。

n)　企画提案変更　企画提案書の内容に変更が生じる場合は，次による。なお，変更は，原則，変更前と比較して，同等以上の内容かつ費用が発生する場合は設置業者が負担する内容に限るものとし，変更前の内容の業務が不可能かつ変更が同等未満の内容の場合は，選定を取り消す場合がある。ただし，法令等の改正若しくは経済情勢の変化等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

1)　自動販売機の換装　撤去・換装申請書（**様式第３**）は、撤去を希望する日の１ヶ月前までに提出する。なお，極力，換装による販売停止を半日以内におさめるものとする。

2)　その他　企画提案書変更申請書（**様式第４**）を提出する。

3)　軽微な変更　軽微な変更については，官側と協議して手続きを省略することができる。

2.4.4　撤去及び原状回復

次によるほか，撤去及び物件の原状回復に要する費用は，設置業者の負担とし，撤去完了後，撤去確認書（**様式適宜**）を提出する。なお，物件に投じた改良のための有益費（**例　2.4.2 b) 1)･2)**電源等設備）その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

a)　期間終了　選定期間終了による場合は，官側及び設置業者が協議・決定した日までに撤去するとともに，有益費その他の費用以外の部分の物件は，原状回復させるものとする。ただし，次回の公募において，同一の設置場所の選定を受けているときは，この限りでない。

b)　許可又は選定の取り消し　許可又は選定の取り消しによる場合は，官側の指定する日までに撤去するとともに，有益費その他の費用以外の部分の物件は，原状回復させるものとする。この場合，撤去及び原状回復以外に要した費用も設置業者の負担とする。

c)　自己都合　自己都合による場合は，撤去・換装申請書（**様式第３**）を撤去を希望する日の１ヶ月前までに提出の後，官側及び設置業者が協議・決定した日までに撤去するとともに，有益費その他の費用以外の部分の物件は，原状回復させるものとする。

3　その他の指示

3.1　提出書類

2.4.1 設置前手続きに関するもののほか，**表１**のとおりとし，厚生班員に作成・提出する。

表１－提出書類

番号	提　出　書　類	部数	提　出　期　限　等	書　式　等
1	作業員等名簿	1	設置前手続き完了後, 速やかに	様式第１
2	作業員等変更届	1	変更前，速やかに	様式第２
3	設置確認書	1	設置完了後，速やかに	様式適宜
4	月間利用確認書	1	翌月の１０日まで	様式適宜
5	撤去（換装）申請書	1	発生の都度，速やかに	様式第３
6	撤去確認書	1	撤去完了後，速やかに	様式適宜
7	取扱説明書等	1	必要時	メーカー様式(写し可)
8	企画提案書変更申請書	1	変更前，速やかに	様式第４

3.2　損害賠償

a)　官側の損害　次による。

1)　使用を許可された物件　設置業者は，その責に帰する事由により，使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは，当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし，**2.4.4** の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は，この限りでない。

2)　使用を許可された以外の国有財産，物品又は隊員　3.2 a) 1)に準ずる。

3)　業務妨害　設置業者は，その責に帰する事由により，官側の業務を妨害したときは，その妨害により発生した損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

b)　来訪者の損害　3.2 a)に準ずる。

c)　設置業者の損害　次による。

1)　事故　官側の責に帰する事由により，事故による損害が発生したとき以外の損害賠償に係る手続きは，設置業者の所定とする。

2)　災害等　災害等により発生した損害は，設置業者の負担とする。

3)　犯罪行為　窃盗又は器物破損等の犯罪行為による損害賠償に係る手続きは，設置業者の所定とし，請求相手が不明の場合，官側は当該相手の特定に協力するものとする。

3.3　災害等発生時における商品の無償提供

災害等発生時においては，一部又は全ての商品を無償で官側に提供するものとする。この場合，設置業者への予告及び承諾は要しないものとする。

3.4　急患発生時におけるＡＥＤの使用

急患発生時においては，救助者の判断により自動販売機に設置されているＡＥＤを無償で使用させるものとする。この場合，官側及び設置業者への予告及び承諾は要しないものとする。

3.5　機器等の取扱い係る説明

官側の指示があった場合，隊員に対し自動販売機若しくはＡＥＤ等の操作等取扱いの説明を実施し，取扱説明書等（**メーカー様式**）を提出するものとする。

3.6　保安事項等

基地内における保安事項等は，次のとおり。

a)　作業に関係する場所以外への立入りは禁止する。

b)　撮影・録音機器等の持ち込み及び携帯電話等での撮影・録音は禁止する。

c)　指定されている場所以外での喫煙は，禁止する。

d)　隊員から車両の停車等若しくは作業の中止等の指示を受けた場合は従わなければならない。

3.7　事故防止

次によるほか，各種事故の未然防止に努めるものとする。

a)　**車両運行**　小松島航空基地私有車両管理細部規則（第２４航空隊達第４０号。２０．３．２６）によるほか，特に制限速度等，基地外の交通状況との違いに注意する。

b)　**電気取扱**　小松島航空基地電気工作物保安規程（第２４航空隊達第３７号。２０．３．２６）によるほか，

特にコンセント付近の清掃を随時実施し，トラッキング現象による火災等の未然防止に努めるものとする。

3.8　守秘義務

この業務において知り得た自衛隊の情報等は，業務で必要とする以外は，第三者に開示してはならない。なお，業務終了以後も同様とする。

3.9　個人情報の保護

作業員等名簿（**様式第１**）若しくは作業員等変更届（**様式第２**）に記載された個人情報について，官側は，基地内の保安及び公募の再審査以外の目的には使用しないものとする。（ただし，法令等に基づく場合を除く。）

3.10　疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は，官側と協議するものとする。

（様式第１）※記入例

平成　　年　　月　　日

作　業　員　等　名　簿

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

※　参加表明書（応募書類 1）と同一の印を押印する。

○○営業所　住所：〒770-001X 徳島県徳島市万代町○番地							
機能	営業		連絡先	固定電話	088-123-456X		
				ＦＡＸ	088-123-567X		
番号	氏　名	性別	生年月日	業務内容	携帯番号（業務用）固定電話（営業所）	通門許可の状況[1]	備　考
1-1	海上 一郎	男	S50.10.1	事務[3]	090-1234-567X	不要	営業係長

○○配送センター　住所：〒770-001X 徳島県小松島市和田島町洲端○番地							
機能	商品配送、苦情対応		連絡先	固定電話	088-123-456X		
				ＦＡＸ	088-123-567X		
番号	氏　名	性別	生年月日	業務内容	携帯番号（業務用）固定電話（営業所）	通門許可の状況	備　考
2-1	海上 次郎	男	S50.10.2	日常[3]	090-1234-567X	許可	
2-2	海上 三郎	男	S50.10.3		090-1234-567X		
2-3	海上 四郎	男	S50.10.4		090-1234-567X	提出	
2-4	海上 五郎	男	S50.10.5		090-1234-567X	許可	
2-5	海上 六男	男	S50.10.6	設置・撤去	088-123-456X	不要	設置・撤去のときのみ通門
2-6	海上 七男	男	S50.10.7	日常・苦情対応	088-123-456X 090-1234-567X	許可	
2-7	海上 エイト	男	S50.10.8	日常	090-1234-567X	提出	アメリカ[2]
2-8	海上 九州男	男	S50.10.9		088-123-456X	許可	

下請：○○株式会社　住所：〒770-001X 徳島県徳島市万代町○番地
添付資料のとおり。[4]

注[1]　通門許可の状況の欄は，通門許可を得ている者は「許可」，申請済の者は「提出」，基地内での日常業務に就かない者は「不要」と記入する。

注[2]　外国籍の者は，備考欄に国籍を記入する。

注[3]　日常：基地内における商品・釣銭の補充等，日常業務をいう。
事務：日常業務の統括，提出書類の作成等をする業務をいう。

注[4]　下請企業の分は，下請企業に本名簿を作成させて，それを添付資料とする。

（様式第２）※記入例

平成　　年　　月　　日

作　業　員　等　変　更　届

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　　　印
※　参加表明書（応募書類 1）と同一の印を押印する。

番号[5]	氏　名	性別	生年月日	業務内容	携帯番号（業務用） 固定電話（営業所）	通門許可の状況	備　考
1-1 交代	海上　十和子	女	S50.10.10	事務	090-1234-567X	不要	
1-2 追加	海上　ｲﾚﾌﾞﾝ	男	S50.10.11	事務	090-1234-678X	不要	オーストラリア
2-3 変更	海上　四郎	男	S50.10.4	日常→ 日常・苦情対応[6]	090-1234-567X → 088-123-456X･090-1234-456X	提出→許可	
2-8 削除	海上　九州男	男	S50.10.9				
下請：○○株式会社の分は添付資料のとおり。[7]							

注[5]　番号の欄に，作業員等名簿（様式第１）と対応する番号と変更の内容を記入する。
注[6]　変更前と変更後を→で結ぶ。
注[7]　下請企業の分は，下請企業に本変更届を作成させて，それを添付資料とする。
注記１　官側から指示があった場合，作業員等名簿（様式第１）の修正版も添付する。

（様式第３）※記入例

平成　　年　　月　　日

厚生班員　殿

撤去（換装）申請書　　※　不要な文字を二重線で削除

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　　印
※　参加表明書（応募書類 1）と同一の印を押印する。

撤去						
記号	場　所	形態	型　番		台数	備　考
A	警衛所裏	屋外	自動販売機	ABC-DEFG	1	自己都合[9]
			回収ボックス	HI-JKLM	1	
E	1 隊舎 1 階	屋内	自動販売機	同　上	1	
			回収ボックス	同　上	1	

希望日時	決定した撤去予定日時	所見等
平成 25 年 12 月 26 日　13 時から撤去予定	※1	※1

※1　官側記入欄

換装							
記号	場　所	形態	型　番			台数	備　考
K	地上救難事務所裏	屋外	自動販売機	新	HIJ-KLMN	1	企画提案書 4-5-1 のとおり[8]
				旧	ABC-DEFG	1	後継機投入のため[9]
			回収ボックス	新			
				旧			

希望日時	決定した換装予定日時	所見等
平成 25 年 12 月 26 日 13～15 時作業（販売停止）予定	※2	※2

※2　官側記入欄

以上について承認（不承認と）する。
平成　年　月　日
第２４航空隊小松島航空基地隊厚生班
○等海尉　　○○○○　　印

注[8]　換装の場合は，新型番の企画提案書 4-3，4-5 を作成・添付する。なお，当該企画提案書の番号に換装又は変更の順で枝番を付与する。

注[9]　備考欄に理由等を記入する。

（様式第４）※記入例

平成　　年　　月　　日

厚生班員　殿

企画提案書変更申請書

〒
所　在　地
名　　　称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
※　参加表明書（応募書類 1）と同一の印を押印する。

企画変更		
元企画提案書		件　　名
番号	名称等	○○配送センターの阿南市への移転
4-10	営業所からの距離及び所要時間	

自由記述

○○配送センターが阿南市へ移転する予定でありますが、基地と現在の配送センターとの距離と同程度であり、交通状況も差がみられません。よって、今までどおりのサービスが提供できるものと弊社では考えています。
細部につきましては、添付資料をご覧下さい。

添付書類：変更企画提案書 4-10-1 [10)]

変更予定日時	所　見　等
平成２６年４月１日	※１

※１　官側記入欄

以上について承認（不承認と）する。
平成　年　月　日
第２４航空隊小松島航空基地隊厚生班
○等海尉　　○ ○ ○ ○　　印

注[10)]　変更に係る企画提案書を作成・添付する。なお，当該企画提案書の番号に変更の順で枝番を付与する。

業務要領指定書	発　簡　番　号	公示第１号
	要　求　番　号	２５－厚－１
	要 求 年 月 日	２５．１２．９
	作　成　部　課	第２４航空隊小松島航空基地隊厚生班
	作 成 年 月 日	２５．１２．９
件　　　　　　名	自動販売機設置等	
仕　様　書　番　号	２５－０００１－０１	

指定事項：本業務は，次による。

1　総則

1.3　引用文書等

b)　関連文書

2)　法令等

「自動販売機の設置等」希望業者募集要項（公募）（公示第１号。２５．１２．１３）

2　設置等に関する要求

2.3　設置期間等

a)　選定期間　選定通知書の受領日～平成３１年3月３１日

b)　設置期間　平成２６年4月１日～平成２７年3月３１日とする。それ以降は**2.4.1**の許可又は許可の延長を得ることができた場合，選定期間を超えない範囲で，１年ごとに更新できるものとする。

2.4.3　経営

a)　商品　次による。

1)　販売可能商品　牛乳，乳飲料若しくは営業許可を要しない飲料とし，国内主要メーカーの製品とする。

2)　品揃え　清涼飲料水（スポーツ飲料），ナチュラルミネラルウォーター，緑茶，その他，各ジャンルをまんべんなく取りそろえるものとする。

3)　販売温度　温度を管理する必要がある商品については，季節に応じた温度管理を実施する。